

福岡県共同募金会 東峰村支会広報誌

第 19 号
令和7年10月15日
共同募金会東峰村支会
事務局（喜楽来館内）
電話 0946-74-2012

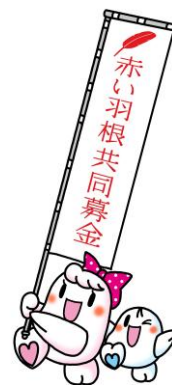
令和7年度（令和8年度社協事業）共同募金配分申請

令和8年度社協事業計画（共同募金事業）

ひとり暮らし高齢者交流事業	240,000 円
東峰村ゲートボール協会活動助成	30,000 円
敬老の日お祝品贈呈事業	100,000 円
東峰村身体障がい者福祉協会活動助成事業	100,000 円
福祉協力校活動費（小学校・中学校）	120,000 円
親子ふれあい事業	41,000 円
東峰村母子寡婦福祉会活動助成事業	50,000 円
社協だより発行事業	40,000 円
心配ごと相談事業	32,400 円
レクリエーション用品等整備事業	68,000 円
合 計	821,400 円

東峰村社会福祉協議会では、共同募金の配分金を財源に、令和8年度は左記の事業を計画しています。

また、児童・青少年福祉活動費（福祉協力校助成事業や親子ふれあい事業）につきましても福祉教育や福祉活動を通して、子供たちに「思いやり・支え合いの心」が育ってくれたらと思います。村内各福祉団体（東峰村身体障がい者福祉協会・東峰村母子寡婦福祉会）への活動助成も行います。



赤い羽根自販機設置協力のお願い

- ◆「赤い羽根自販機」とは・・・飲み物を購入すると、その売上の一部が赤い羽根共同募金に寄付される自動販売機のことです。販売業者などが売上に応じて寄付を行い、地域の福祉活動や災害時のボランティア活動の財源として役立てられます。
- ◆「赤い羽根自販機」の設置・置き換えは、基本無料です。また、自販機の管理や商品の補充、故障時の対応はもちろん、空き容器の回収、釣銭の管理等についてもすべて業者が行うので手間がかかりません。
- ◆「赤い羽根自販機」は、ひと月あたりの電気代が 2,000 円～3,000 円程度と従来の自販機と比べて安く、CO2 の削減や節電に貢献できる、お財布と環境にやさしい自販機です。また、設置者には、売上の 20%程度が手数料として毎月支払われるので、電気代も安心です。詳しくは、福岡県共同募金会ホームページをご覧ください。

★ 7つのまちがいをさがしてみよう。答えは3ページにあるよ★



この羽根で
しあわせつながる
助けあい

赤い羽根共同募金



東峰学園7年生と4年生による福祉教育



敬老の日お祝品贈呈事業



社協だより発行事業

令和7年度 東峰村の目標額
990,000 円



インターネットでも募金できます。

<http://www.akaihane.or.jp/donate/>

赤い羽根

検索

*「寄付する」ボタンを押して、都道府県・市町村を選択し、必要事項をご記入ください。



この広報誌は共同募金の配分金を受けて発行しています





Q1 なぜ目標額があるのですか。

A：共同募金では、集まったお金を単純に配分しているわけではありません。予め民間社会福祉事業者等からの申請を受け、その申請内容について、必要性や緊急性等を考慮し、寄付者の方々に納得いただけるような配分計画を立て、その計画に必要な額を目標額として定めています。（社会福祉法第 119 条）言い換えれば目標額は、地域の課題を解決するためにこれだけは必要だという計算から割り出した金額になります。

しかし、目標額は設定しておりますが、これは共同募金会がたてた計画であり、住民の皆さんに対しては強制ではなく任意の募金です。



Q2 共同募金で集まったお金は、何に使われるのですか？

A：共同募金運動は、民間社会福祉事業の資金づくりを担っています。すなわち、民間社会福祉施設や民間福祉団体の整備充実と活動資金に使われています。福岡県の場合、お寄せいただいた募金は、大きく「広域配分」と「地域配分」の2つに分けられます。広域配分は、県下全域を対象とした民間社会福祉のために使われていますが、具体的には、入所保護を目的とした施設（児童養護施設や養護老人ホームなど）や、全県的な福祉団体（福岡県社会福祉協議会や福岡県老人クラブ連合会など）に配分されています。

地域配分は、各市区町村を区域とした配分で、市区町村の社会福祉協議会や通所施設等に配分されています。特に、福岡県の場合は、広域配分が約 14%、地域配分が約 75%と圧倒的に地域配分が多くなっています。また、3%を災害時のボランティア活動経費の積立金として、残りの約 8%を各支会の事務費として使用しています。

インターネットで赤い羽根共同募金にアクセスすると赤い羽根データベース「はねっと」でもご覧いただけます。

災害が起こった時の備えとして

共同募金会では大規模な災害が起こった時の備えとして、募金の一部を【災害等準備金】として積み立てを行なっています。この積み立ては災害が起こった際の被災地での災害ボランティアセンターの運営支援などに使われます。

【災害ボランティアセンターとは】

被災市区町村等に設置するボランティア活動の拠点で、主に被災地の社会福祉協議会によって運営されます。

災害ボランティアセンターは、ボランティアに対する募集の呼びかけや現地での受け入れ、被災者に対する支援活動の周知やニーズの調整、様々な情報や資材の提供など、ボランティアによる被災者支援活動を支えています。



今年も10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金が始まりました。

令和6年度に皆様から寄せられた989,629円のうち817,400円（募金総額の約83%）が令和7年度に東峰村社会福祉協議会へ配分されました。

配分された817,400円は、令和7年度の高齢者、障がい児・者、児童・青少年、その他の活動費として役立てられています。[詳細は下記参照]

今年も皆様のあたたかいご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和7年度 共同募金配分金 817,400円 の使いみち

高齢者福祉活動費

- ひとり暮らし高齢者交流事業
- 敬老の日お祝品贈呈事業
- ゲートボール協会活動助成

370,000円

障がい児・者福祉活動費

- 東峰村身体障がい者福祉協会活動助成事業

100,000円

その他

- 心配ごと相談事業
- 広報誌（社協だより）発行事業
- レクリエーション用品等整備事業
- 福祉協力校助成事業(小学部・中学部)

247,400円



東峰村身体障害者福祉協会 定期総会

児童・青少年福祉活動費

- 東峰村母子寡婦福祉会活動助成事業
- 親子ふれあい事業

100,000円



レクリエーション用品等貸出整備事業